

別紙1

令和8年度一般定期健康診断等の業務請負単価契約（岡山県内）仕様書

令和8年度一般定期健康診断等の業務の実施にあたっては、請負単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 業務内容

(1) 目的

中国四国農政局職員（以下「職員」という。）を対象に、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第20条に定める一般定期健康診断等を実施するものである。

(2) 健康診断の項目及び内容

項目	内容
1 一般定期健康診断 ○身長・体重の測定 ○腹囲の測定 ○視力・聴力の検査 ○身体診察 ○胸部エックス線検査 (健診車及び受注者の健診施設) ○血圧測定 ○尿検査 ○心電図検査 ○血液検査 ・肝機能検査 ・LDLコレステロール検査 ・HDLコレステロール検査 ・中性脂肪検査 ・血糖検査 ・腎機能検査 ・貧血検査	身長・体重 BMIによる肥満度 腹囲 視力測定 聴力測定（オージオメータ） 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 既往歴及び業務歴 間接、直接又はデジタル撮影 1人1枚 (肺がん読影を含む。) 血圧 蛋白・糖 四肢単極誘導及び胸部誘導含む 最低12誘導 GOT、GPT、γ-GTP TG 空腹時血糖（BS）、HbA1c 尿酸（UA）、クレアチニン、 尿素窒素（BUN） 赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット

項目	内容
○胃の検査 (健診車及び受注者の健診施設)	胃部エックス線間接、直接又はデジタル撮影(造影剤使用) 1人8枚
○便潜血反応検査	2日法
○喀痰細胞診	
2 情報機器作業従事者健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・問診(既往歴、自覚症状等) ・内科診察(筋骨格系検査(上肢の運動機能、圧痛点検査)等) ・眼科的検査(視力、屈折、眼位、調節機能検査)
3 婦人がん検診	
○乳がん	マンモグラフィー撮影 超音波検査
○子宮がん	子宮頸部細胞診
4 臨時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・問診(自覚症状及び他覚症状の検査)、診察 ・尿検査(蛋白、糖) ・血液検査(肝機能(AST、ALT)、LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、RBC、WBC、Hb、Ht) ・血圧測定

(3) 実施期間及び実施場所

実施期間及び実施場所については、請負単価契約書頭書の契約期間及び履行場所とするが、健康診断の実施日については、以下のとおりとし、発注者、受注者打合せの上、定めるものとする。

ただし、情報機器作業従事者健康診断、婦人がん検診、臨時健康診断及び未受診者の健康診断については、受注者と日程調整のうえ、請負単価契約書頭書の契約期間及び履行場所において実施する。

2 一般事項

(1) 健康診断実施の留意事項

ア 受注者は、検査を効率的に行うために必要な医師、看護師、診療放射線技師等の人員を派遣すること。また、派遣する医師、看護師、診療放射線技師等は法令による資格を有する者であること。

イ 上記1(2)の健康診断の項目のうち、胸部エックス線検査及び胃部エックス線検査は、上記1(3)の但し書の職員を除き、発注者の指定した場所においてレントゲン車により行うものとする。

ウ 検査に必要な受診票、心電図台紙、問診票、検体容器、検査機器は受注者が

準備、設置する。

エ 発注者が提供する健康診断実施会場の設営については、受注者が行うこととし、健康診断終了後速やかに原状回復すること。

(2) 一般定期健康診断等の実施結果の報告

一般定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断及び婦人がん検診実施結果の報告は、健康診断実施後、原則30日以内にアを提出すること。

また、イ及びウの提出期限・部数については、別途協議のうえ決定すること。

ア 健康診断結果票

一般定期健康診断にあっては個人別に3部、その他の健診にあっては個人別に2部。（受診者本人宛て健康診断結果については、必ず封筒に封入すること。）

ただし、検査結果により、緊急に精密検査・治療が必要と考えられる場合は、発注者に速やかに報告を行うこと。

イ 特定健康診査用データ

検査結果データを厚生労働省が指定するXML形式で記録したCD-ROMを作成し、納品すること。

ウ 健康診断結果データ

健診対象の職員が全員受診後、Excel形式で記録したCD-ROMを作成し、納品すること。

(3) 臨時健康診断実施結果の報告

臨時健康診断実施結果の報告は、発注者へ文書で1部提出するものとする。

3 クロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後1度目の報告書提出時に別紙5を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。